

「淀川水系における水資源開発基本計画」(淀川フルプラン)の概要 および国土審議会淀川部会における審議状況について

1 趣旨・概要

淀川水系における水資源開発基本計画(以下「淀川フルプラン」という。)の抜本的な見直し(全部変更)に向けて、国土交通省は、国土審議会水資源開発分科会淀川部会(以下「淀川部会」という。)にて審議を進めており、11月2日(火)に開催された淀川部会において、次期淀川フルプランの素案(以下「素案」という。)が示された。

淀川フルプランには、近畿2府4県(三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)の淀川フルプラン対象地域全体(以下「淀川フルプランエリア」という。)の

- 1) 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
- 2) 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 3) その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

について記載されている。

一方で、近年、大規模災害、大規模な事故、危機的な渇水等の水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している現状を踏まえ、今回の改定において、需要主導型の水資源開発の促進を目指してきたこれまでの計画(需要主導型)から、リスク管理型の水の安定供給を目指す計画(リスク管理型)へ転換を図ることが示された。

今回の素案は、今後の淀川部会および国土審議会水資源分科会等での審議を経て、「淀川フルプラン(案)」となり、これについて、国土交通大臣は、関係府県知事の意見を聴くこととされている。

滋賀県では、「淀川フルプラン(案)」に対して知事意見を述べることについて議決事件としていることから、「淀川フルプラン(案)」および知事意見案の審議に向けて、素案の概要、素案の検討のポイントおよび知事意見案策定の方向性(案)について報告する。

2 素案の概要、素案の検討のポイントおよび知事意見案策定の方向性

素案の構成は、「前文」、「1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標」、「2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項」および「3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項」からなる。

●「前文」

需要主導型からリスク管理型への転換に伴い、前文が新たに設けられ、淀川水系の特徴及び顕在化している水需給を巡るリスクやリスクマネジメントに基づくPDCAサイクルの導入の宣言等の基本的な考え方等が記載されている。

また、琵琶湖について、利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在するなど豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵みを将来にわたって継承することが重要であること等が記載されている。

●「1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標」

(1) 水の用途別の需要の見通し

次期淀川フルプラン目途年度である令和12年度における近畿2府4県の淀川フルプランエリア全体の水の用途別の需要の見通しは、次の表のとおり記載されている。

【水の用途別の需要の見通し】

用途	需要の見通し：高位の推計と低位の推計※
水道用水	現況 (71.94 m ³ /秒 (平成30年度)) と比較し、やや増加 (高位) ~ やや減少 (低位)
工業用水	現況 (7.57 m ³ /秒 (平成30年度)) と比較し、やや増加 (高位) ~ おおむね横ばい (低位)
農業用水	農業用水の新たな必要量が見込まれる。(滋賀県のみが該当。)

※人口予測等に基づき、国が、高位と低位の幅をもって推計。

(2) 供給の目標

渇水、大規模自然災害および施設の老朽化という発生頻度は低いものの水供給に影響の大きいリスクに対して、次の表のとおり供給の目標が定性的に記載されている。

【各リスクと供給の目標】

リスク区分	目標
渇水	・10箇年第1位相当の渇水時：安定的な水利用を可能にする。 ・既往最大級の渇水時：生活・経済活動に必要最低限の水を確保する。
大規模自然災害 (発生後)	・生活・経済活動に必要最低限の水を確保する。 ・(フルプランに基づき整備した) 施設を早期に復旧する。
施設の老朽化	・(フルプランに基づき整備した) 施設の機能を将来にわたって維持・確保する。

➡検討のポイント：滋賀県の水需給バランス (渇水時含む。)

淀川フルプランの目途年度である令和12年度において、滋賀県においては、水道用水および工業用水については、現行のと通りの供給可能量で、渇水時も含めて需要想定値を上回ることが、国により示されており、新たに水資源開発を行わなくても、琵琶湖からの取水等により必要な水量が確保できることが確認されている。(琵琶湖取水枠の確保 (後述))

【令和12年度の滋賀県の需要想定値と供給可能量】

(前回の環境・農水常任委員会資料より再掲)

単位：m³/秒

	需要想定値	供給可能量 (うち琵琶湖取水量)	
		計画時	渇水時
水道用水	6.13 ~ 7.39	10.51 (7.17)	10.51 (7.17)
工業用水	0.62 ~ 1.07	1.76 (1.69)	1.76 (1.69)

➡上記を踏まえた知事意見案策定の方向性（案）

- ・ 渇水に対する適切な安全の確保について述べる。
- ・ 滋賀県が将来にわたって必要な水量を琵琶湖から取水できるよう配慮するよう述べる。
- ・ 県内市町や庁内関係所属等に意見照会を行い、知事意見案に反映する。

【参考：前回の淀川フルプラン全部変更時の知事意見（抜粋）】

- ・ 近年の少雨化傾向や将来の気候変化に伴って想定される少雨の頻発化および高齢化の進行や単独世帯の増加による渇水に対する脆弱化に十分留意され、異常渇水を含む渇水に対する適切な安全の確保に努められたい。
- ・ 本県は琵琶湖を有する水源県であり、古くからたびたび大きな洪水被害に見舞われたことから長年治水に取り組みつつ、水質保全や水源かん養等の取組を積極的に進め、琵琶湖の水資源を守りながらこれを利用してきた。将来に亘りこの琵琶湖取水が確保できるよう配慮されたい。

●「2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項」

水の「供給量もしくは供給区域を変更する事業」と「供給量及び供給区域の変更を伴わない事業」が記載されている。

- ・ 「供給量もしくは供給区域を変更する事業」：川上ダム建設事業（三重県）のみが掲上
- ・ 「供給量及び供給区域の変更を伴わない事業」：淀川フルプランに基づく事業により生じた次の表左欄に掲げる施設について、必要な機能向上及び更新等を、当該事業に関する法律等の規定に従い、同表右欄に掲げる者が行うものとされた。

【淀川フルプランに基づく事業により生じた施設】

施設名称	事業主体
淀川大堰	独立行政法人水資源機構
高山ダム	独立行政法人水資源機構
青蓮寺ダム	独立行政法人水資源機構
正蓮寺川利水施設	独立行政法人水資源機構
室生ダム	独立行政法人水資源機構
初瀬水路	独立行政法人水資源機構
一庫ダム	独立行政法人水資源機構
青土ダム	滋賀県
琵琶湖開発施設	独立行政法人水資源機構
布目ダム	独立行政法人水資源機構
日野川土地改良事業造成施設	農林水産省
日吉ダム	独立行政法人水資源機構
比奈知ダム	独立行政法人水資源機構
大宇陀西部土地改良事業施設	奈良県
大和高原北部土地改良事業造成施設	農林水産省
天ヶ瀬ダム	国土交通省

また、丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止に伴い追加的に必要となる工事等は、独立行政法人水資源機構が行うものとすることが記載されている。

➡**検討のポイント：水資源開発に伴う琵琶湖への新たな負荷、丹生ダム建設事業中止に伴う対応**

県内では、「供給量もしくは供給区域を変更する事業」は行われなかったこと、また県内の淀川フルプランに基づく事業により生じた施設（琵琶湖開発施設含む）については「水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業」に区分されていることから、次期淀川フルプランにおいて、琵琶湖の水利用にかかる新たな水資源開発は行われなかったこと（琵琶湖へ新たな負荷がないこと）が確認された。

また、丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止に伴い追加的に必要となる工事等は、独立行政法人水資源機構が行うことが記載されている。

➡**知事意見案策定の方向性（案）**

- ・ 引き続き、（琵琶湖の新規の水利用等による）琵琶湖へ新たな負荷を与えないよう既存施設の有効利用および適切な維持・管理について述べる。
- ・ 丹生ダム建設事業中止に伴う水源地域等への十分な配慮および適切かつ十分な措置について述べる。
- ・ 県内市町や庁内関係所属等に意見照会を行い、知事意見案に反映する。

【参考：前回の淀川フルプラン全部変更時の知事意見（抜粋）】

- ・ 琵琶湖淀川水系における水資源開発について、今後、維持管理や運用に重点がおかれていくこととなる中で、地球温暖化に伴う気候変化等を踏まえ、適時、適切に水需要計画の評価、見直しを行い、琵琶湖へ新たな負荷を与えないよう、水需要抑制の対策や既存施設の有効利用などにより適切に対応されたい。
- ・ 丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査を早期に実施されたい。
- ・ 利水計画の見直しによる水資源開発施設の利水の縮小・撤退に当たっては、ダム建設事業によって移転を余儀なくされるなど、生活環境や産業基盤等に多大な影響を被ってきた水源地域に十分配慮し、適切かつ十分な措置を講じられたい。

●「3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項」

以下7項目について、記載されている。

(1) 関連する他計画との関係

水循環基本計画、淀川水系河川整備計画等の関連する各種計画との整合を図り、相互の取組の相乗効果が得られるよう進めること等。

(2) ハード対策とソフト対策の一体的な推進（必要なソフト対策を以下の区分で記載）

- 1) 水供給の安全度を確保するための対策
- 2) 危機時において必要な水を確保するための対策
- 3) 水源地域対策、教育・普及啓発等

(3) 気候変動リスクへの対応

科学的な知見の収集等に努め、適時、本計画に反映していくよう努めること等。

(4) 地域の実情に応じた配慮事項

河川・湖沼環境保全、水力エネルギーの利用、水産資源の保護、森林の保全、地下水の保全と利用、渇水等に備えた関係者の合意形成、農業水利を巡る課題への対応等。

(5) 琵琶湖の恵みの継承

琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針等と整合を図りつつ、琵琶湖から河口域に至るまでの健全な水循環に努めること、長期間にわたる大幅な水位低下が湖沼環境に影響することに留意すること、滋賀県の琵琶湖からの取水については従前のおりであること等。

(6) 先端技術の活用による社会課題への対応

本計画の運用に当たっては、AI 技術や IoT 等先端技術を活用した効率的な施設の運用及び維持管理を推進すること等。

(7) リスクマネジメントに基づく PDCA サイクルの徹底

おおむね5年を目途に計画の点検を実施し必要に応じ計画を変更すること等。

➡検討のポイント：琵琶湖に関する記載の充実、琵琶湖取水枠の確保

琵琶湖保全再生法の制定等、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図ることの認識が高まったこと等を背景に、今回の素案より新たに「琵琶湖の恵みの継承」の項目が設けられ、湖沼環境保全に努めること等が記載された。

また、滋賀県が必要とする水量のうち琵琶湖から取水する量の見込みは従前のおりとする
ことが記載され、滋賀県として、水資源開発にかかる費用を負担することなく、引き続き十分な
水量を琵琶湖から取水できることが確認された。(＝琵琶湖取水枠の確保。)

➡知事意見案策定の方向性（案）

- ・滋賀県が将来にわたって必要な水量を琵琶湖から取水できるよう配慮するよう述べる。(再掲)
- ・渇水時の琵琶湖の水位低下の抑制について述べる。
- ・県内市町や庁内関係所属等に意見照会を行い、知事意見案に反映する。

【参考：前回の淀川フルプラン全部変更時の知事意見（抜粋）】

- ・本県は琵琶湖を有する水源県であり、古くからたびたび大きな洪水被害に見舞われたことから長年治水に取り組みつつ、水質保全や水源かん養等の取組を積極的に進め、琵琶湖の水資源を守りながらこれを利用してきた。将来に亘りこの琵琶湖取水が確保できるよう配慮されたい。
(再掲)
- ・琵琶湖およびその周辺の自然環境保全と水系全体の渇水時の水資源の有効利用のため、ダム群と琵琶湖を常に一体のものとして統合的に管理することで、できるだけ琵琶湖水位の低下抑制を図られたい。

3 今後の予定

- 令和3年12月～1月
国土審議会淀川部会、水資源分科会で審議
- 令和4年1月
次期淀川フルプラン案について、国土交通大臣から関係府県知事に意見聴取
- 令和4年2月～3月
知事意見案について県議会にて審議・議決
- 令和4年度上期～
関係府県知事の意見を踏まえ次期淀川フルプラン閣議決定・国土交通大臣決定